

○市議會議員共済会事務負担金規程

變更

平成三十三年 五月二七日

施行 昭和三十九年十二月二日

（事務負担金の額）

第一条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「廃止法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十七条第三項の規定による市議会議員共済会（以下「共済会」という。）の事務に要する費用（以下「事務負担金」という。）は、第二条により決定された額に、毎年四月一日現在における各市の市議会議員の定数を乗じて得た額とする。

（事務負担金の基準額）

第二条 事務負担金の基準額は、毎年、当初予算を審議する市議会議員共済会代議員会（以下「代議員会」という。）において、代議員会の議を経て決定するものとする。

（廃置分合等により市が設置された場合の基準額）

第三条 町村の廃置分合等により、町村が市となつた場合における第一条に規定する事務負担金は、市が設置された月の議員定数を基準として、次の方法により算出した額とする。

基準額×議員定数×

市が設置された月から当該年度末までの月数

12

（事務負担金の徴収方法）

第四条 市議会議員共済会会長（以下「会長」という。）は、第二条により事務負担金の基準額が決定したときは、毎年四月末日までに各市議会議長及び市長に、徴収通知を添付のうえ、当該市の事務負担金額を通知するものとする。

（事務負担金の納付期限）

第五条 事務負担金は、毎年九月末日までに共済会に納付するものとする。

附 則

この規程は、昭和三十九年十二月二日より施行する。

附 則（平成三年五月二七日）

この規程は、平成二十三年六月一日より施行する。